衣浦東部広域連合委託業務契約約款

(受注者の義務)

- 第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、委託事業を誠実に履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(権利又は義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(委託事業の調査等)

第3条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託事業の処理状況について調査し、 又は報告を求めることができる。

(委託事業の変更等)

- 第4条 発注者は、必要があるときは、委託事業の内容を変更し、又は委託事業を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合における履行期間又は契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。
- 2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。 (委託事業の完了の通知等)
- 第5条 受注者は、委託事業が完了したときは、速やかに発注者に完了の旨を通知しなければならない。
- 2 発注者は、受注者から前項の完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に完了の検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、仕様書の内容と相違し、又は不完全な部分があるときは、受注者は発注者の指定する期間内に補正をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の補正をしたときは、直ちに終了の旨を通知しなければならない。この場合における再検査については、第2項の規定を準用する。 (契約金額の請求)
- 第6条 発注者は、受注者が前条の検査を合格した委託業務を引き渡した後請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による支払を遅延したときは、遅延の日数に応じ、支払うべき 金額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規 定に基づき財務大臣が決定した率(第7条第2項及び第11条において「支払遅延防止 法の率」という。)を乗じて計算した利息を付して支払うものとする。

(履行遅延による違約金)

- 第7条 受注者の責めに帰する理由により、履行期間内に委託事業を完成することができない場合において、発注者は受注者から違約金を徴することができる。
- 2 前項の違約金は、遅延の日数に応じ、未履行部分相当額に対し、支払遅延防止法の率 を乗じて計算した金額とする。

(発注者の催告による契約解除権)

- 第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 履行期間内に委託事業を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当の理由がないのに契約履行のための通常考えられる着手期間が過ぎても委託事業 に着手しないとき。
- (3) この契約の重要な事項に違反したとき。
- (4) 発注者の職員が地方自治法第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際しその執行を妨げたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第8条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約

を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第2条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的の達成を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的 を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告 をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らか であるとき。
- (7) 契約の締結又は履行につき不正行為があったとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第13条又は第14条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- イ 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)暴力団員又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- ロ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又 は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- ニ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知 りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- ト 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。

(談合その他の不正行為に係る解除権)

- 第8条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき は、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者 はその責めを負わないものとする。
 - (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行

- い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 受注者(法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 受注者(法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成 員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第9条 第8条又は第8条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第8条又は第8条の2の規定による契約の解除をすることができない。

(契約金額の返還)

第10条 受注者は、第8条、第8条の2又は第8条の3の規定により契約を解除された場合において、既に契約金額の一部が支払われているときは、発注者の定めるところによりその契約金額を返還しなければならない。

(契約解除による精算)

- 第11条 受注者は、第8条の2第7号の規定により契約金額を返還するときは、契約金額の支払があった日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した金額に相当する利息を付して発注者に納付するものとする。
 - (談合その他の不正行為に係る違約金)
- 第12条 受注者は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額(契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条第1項第1号又は第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15条)第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、違 約金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散して いるときは、代表者であった者又は構成であった者についても、同様とする。
- 4 受注者が第1項に規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息を契約担当者に支払わなければならない。 (受注者の催告による契約解除権)
- 第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただ し、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に 照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 第4条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第4条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の3(中止期間が1月に満たないときは、1月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。 (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第15条 第13条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであ るときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (発注者の損害賠償請求等)
- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じ た損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

 - この成果物に契約不適合があるとき。 第8条又は第8条の2の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行 が不能であるとき。
- 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、 契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わな ければならない。
 - (1) 第8条又は第8条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき 事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみ
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法 律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14 年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11 年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する 場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の 責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は 適用しない。
- 第1項第1号の場合においては、発注者は遅延日数に応じ未履行部分相当額(1,0) 00円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し契約日に おける政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第 1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて算出した額とする。
- 前項の損害金に100円未満の端数があるとき又は損害金が100円未満であるとき は、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第17条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた 損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取 引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものである ときは、この限りでない。
 - 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が 不能であるとき。

(契約保証金の帰属)

第18条 第8条及び第8条の2の規定により契約を解除したときの契約保証金は、発注 者に帰属するものとする。

(紛争の解決)

- 第19条 この契約に関する紛争の解決を訴訟、調停及び和解によってすることとした場 合の裁判所は、発注者の所在地を管轄する裁判所を合意による専属的裁判所とする。 (補則)
- 第20条 発注者及び受注者は、この契約に定めるもののほか、契約規則に定める各条項 を誠実に履行するものとする。
- この契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。